

令和6年度第2回百貨店専門部会（議事要旨）

1 日 時 令和6年10月9日（水） 10時00分～10時17分

2 場 所 山口地方合同庁舎1号館1階第二共用会議室

3 出席者 公益代表委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名

4 議 題

- (1) 金額審議について
- (2) その他

5 議事要旨

- (1) 金額審議に入る前に、事務局から資料について説明した。
- (2) 労働者側から以下のような主張があった。
 - ・現在の特賃948円と提出した労働協約の下限である1,002円の差で54円の引上げを提示する。
 - ・隣県である福岡県の令和5年度百貨店、総合スーパー最低賃金は、山口県の948円に対して3円低い945円であったが、令和6年度は1,000円で結審したことを申し添える。
- (3) 使用者側から以下のような主張があった。
 - ・今後も地域別最低賃金の大幅な上昇が見込まれる中、産業の健全な発展に向けた公正競争の確保や業界内の労働者の均等・均衡待遇の実現、さらには他県や県内の他業種への優位性の確保を目的とする「特定最低賃金制度」を堅持していくことについては、改めて一步引いて考えざるを得ない。
 - ・しかしながら、この度の本審の決定により今年度は「改正の必要あり」とされていることもあり、使用者側としては、業界の置かれている大変厳しい現状、将来への大きな不安、最低賃金制度全体で抱える問題点を考慮しながらも、業界の賃金支払い能力を踏まえた中での引上げが必要である

との認識に至った。

- ・よって、使用者側からの金額提示としては、春闘の卸売業・小売業の賃上げ率 4.78%を参考にして、令和6年度の百貨店・総合スーパーの最低賃金額は、45円の引上げ、額にして993円を主張する。

- (4) 事務局から、本年4月1日に日本標準産業分類が改定されたことにより、本年度の答申で当該特定最低賃金の名称が「山口県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金」に変更となることを説明した。
- (5) 事務局から、今後の審議日程について説明した。

注) 百貨店専門部会の正式名称は「山口地方最低賃金審議会 山口県百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会」である。